

第三国定住による難民の受入れ



法務省
Ministry of Justice

第三国定住とは

- 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させること。
- 第三国定住は、自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策のひとつとして位置付けられている。
- UNHCRは、国際社会において負担を適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。
- 日本政府は、UNHCRと協力して第三国定住による難民の受入れに取り組んでいる。

実施状況

